

新居浜工業高等専門学校人権侵害の防止等に関する規程

平成 11 年 9 月 8 日規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における社会的身分，門地，人種，信条，障害者その他あらゆる不当な差別による人権侵害の防止及び排除のための措置並びに人権侵害に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「人権侵害の防止等」という。）に関しては，法令等に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権侵害 職員が他の職員，学生等及び関係者を不当な差別により不快にさせる言動，学生等及び関係者が職員を不当な差別により不快にさせる言動並びに学生等及び関係者が他の学生等及び関係者を不当な差別により不快にさせる言動
- (2) 人権侵害に起因する問題 人権侵害のため職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及び人権侵害への対応に起因して職員が就労上の又は学生等が修学上の不利益を受けること

(職員等の責務)

第 3 条 職員及び学生等は，人権侵害をしないよう注意しなければならない。

(監督者の責務)

第 4 条 職員又は学生等を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は，人権侵害の防止及び排除に努めるとともに，人権侵害に起因する問題が生じた場合は，迅速かつ適切に対処しなければならない。

(校長の責務)

第 5 条 校長は，職員に対し，人権侵害の防止等に関する各種の法令等の周知徹底を図り，人権侵害の防止等のために，啓発活動及び必要な研修を実施しなければならない。
2 校長は，学生等に対し，人権侵害の防止等のため，必要な教育及び啓発活動を実施しなければならない。

(学生等に対する指導)

第 6 条 教員は，学生等に対し，適切な指導を行い，人権侵害のない良好な修学環境が維持されるよう努めなければならない。

(苦情相談)

第7条 職員，学生等及び関係者から，人権侵害に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）がなされた場合に対応するため，苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は，次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 事務部長
- (2) 総務課長
- (3) 学生主事
- (4) 学生相談室長
- (5) 学生相談員及びカウンセラー
- (6) 校長が指名した職員

3 苦情相談は，前項に規定する相談員のいずれかに対し，随時行うことができる。

4 苦情相談に関して必要な事項は，校長が別に定める。

（相談員の責務）

第8条 相談員は，苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導助言等により，当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。

2 相談員は，苦情相談への対応に当たっては，関係者のプライバシー，名誉その他の人権を尊重するとともに，知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（相談後の対応）

第9条 相談員は，苦情相談に応じた場合は，当該相談の内容及び当事者等に対して指導助言した内容について，校長に適宜報告するものとする。

（調査委員会）

第10条 校長は，前条の報告を受けた場合，人権侵害に起因する問題が発生し，又は発生するおそれがあり，かつ，その事実関係を十分調査する必要があると認められるときはその都度調査委員会を設置し，事実関係の調査等を行わせるものとする。

2 調査委員会の委員長及び委員は，人権侵害の事案に応じて，校長が指名する。この場合において，調査委員会の委員には，本校人権擁護委員会規程に規定する委員のうち若干人及び複数の相談員を加えなければならない。

3 調査委員会は，当事者及びその他の関係者から公正な事情聴取を行うものとし，当該者のプライバシー，名誉その他の人権を尊重するとともに，知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4 調査委員会は，事実関係の確認等が終了した場合は，その結果を校長に報告しなければならない。

（事後措置）

第11条 校長は，相談員及び調査委員会の報告等に基づき，必要と認められる場合は，人事管理上又は教育上必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第 12 条 校長，監督者その他の職員は，人権侵害に対する苦情の申出，当該苦情に係る調査への協力その他人権侵害に正当な対応をした職員又は学生等に対し，そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(その他)

第 13 条 性別への差別の防止等に関しては，本校セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程において別に定める。

附 則

この規程は，平成 11 年 9 月 8 日から施行する。